墨田区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例

(案)新旧対照表

改 正 案

行

(通則)

第1条 本区の使用料、手数料、分担金、過料、過怠金その他収入金(以下<u>「収入金」と</u>いう。)の督促及び滞納処分に関しては、法令その他<u>別に定めるもののほか</u>、この条例の定めるところによる。

(督促)

第2条 収入金を納期限までに完納しない者 があるときは、納期限経過後20日以内に 督促状を発するものとする。

(滞納処分)

第3条 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに前条に規定する督促に係る収入金を完納しない者があるときは、直ちに滞納処分に着手する<u>ものとする</u>。

(延滞金)

第4条 第2条の規定により督促状を発した 場合において、収入金額が100円以上 (100円未満の端数があるときは、これ を切り捨てる。)であるときは、納期限の 翌日から収入金完納の日までの期間の日数 に応じ、年14.6パーセント(納期限の 翌日から1月を経過する日までの期間につ いては、年7.3パーセント)の割合を乗 じて計算した金額に相当する延滞金額を加 算して徴収するものとする。ただし、次の 各号のいずれかに該当する場合においては、これを徴収しない。

災害により<u>やむを得ない事情</u>があると き。

収入金を納めるべき者の住所及び居所が不明であるため、又は<u>日本国内</u>にないため公示送達の方法により納付の命令又は督促をしたとき。

[略]

2 〔略〕

附 則

1 〔略〕

第1条 本区の使用料、手数料、分担金、過料、過怠金その他収入金(以下<u>収入金と</u>いう。)の督促及び滞納処分に関しては、法令その他<u>別段の定めあるものを除いては</u>、この条例の定めるところによる。

現

第2条 収入金を納期限までに完納しない者 があるときは、納期限経過後20日以内に 督促状を発する。

第3条 削除

第4条 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、第2条の督促に係る収入金を完納しない者があるときは、直ちに滞納処分に着手する。

第5条 第2条の規定により督促状を発した 場合においては、収入金額が100円以上 (100円未満の端数があるときは、これ を切り捨てる。)であるときは、納期限の 翌日から収入金完納の日までの期間の日数 に応じ、年14.6パーセント(納期限の 翌日から1月を経過する日までの期間につ いては、年7.3パーセント)の割合を乗 じて計算した金額に相当する延滞金額を加 算して徴収する。ただし、次の各号のいず れかに該当する場合においては、これを徴 収しない。

災害により<u>事情やむを得ないもの</u>があるとき。

収入金を納めるべき者の住所及び居所が不明であるため、又は<u>本邦内</u>にないため公示送達の方法により納付の命令又は 督促をしたとき。

[略]

2 〔略〕

附 則

1 〔略〕

- 2 当分の間、第4条第1項に規定する延滞 金の年14.6パーセントの割合及び年7 3パーセントの割合は、同項の規定にかか わらず、各年の特例基準割合(当該年の前 年に租税特別措置法(昭和32年法律第2 6号)第93条第2項の規定により告示さ れた割合に年1パーセントの割合を加算し た割合をいう。以下同じ。)が年7.3 パーセントの割合に満たない場合には、そ の年(以下「特例基準割合適用年」とい <u>う。) 中においては、年1</u>4.6パーセン トの割合にあっては当該特例基準割合適用 年における特例基準割合に年7.3パーセ ントの割合を加算した割合とし、年7.3 パーセントの割合にあっては当該特例基準 割合に年1パーセントの割合を加算した割 合(当該加算した割合が年7.3パーセン トの割合を超える場合には、年7.3パー セントの割合)とする。
- 2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞 金の年7.3パーセントの割合は、同項の 規定にかかわらず、各年の特例基準割合 (各年の前年の11月30日を経過する時 における日本銀行法(平成9年法律第89 号)第15条第1項第1号の規定により定 められる商業手形の基準割引率に年4パー セントの割合を加算した割合をいう。)が 年7.3パーセントの割合に満たない場合 には、その年中においては、当該特例基準 割合(当該割合に0.1パーセント未満の 端数があるときは、これを切り捨てる。) とする。

付 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第2項の規定は、平成26年1月1日以後の期間に係る延滞金について適用し、同日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例による。